

新たな中学校設立・開校に向けての提言事項

I 新たな中学校設立・開校に向けての基本事項について

- 1 中学生が希望と意欲を持って学習や諸活動に取り組めるようにすること。
- 2 児童生徒たちや保護者・町民の期待に応える新中学校設立に向けて鋭意取組むこと。
- 3 町内学校教育の一層の充実とより良い教育活動の推進が図れるようにすること。
 - (1) 中学校教育の一層の充実が図れるようにすること。
 - (2) 新たな中学校を中心に小・中学校及び小学校間の実質的な連携を推進すること。
 - (3) 町内児童生徒の好ましい成長に期するよう学校教育環境整備の充実を図ること。
基礎学力と生きて働く学力の向上を図れるようにすること。
「生きる力」の育成と確かな自己実現の形成を図るようにすること。
 - (4) 個に応じた指導と、心に寄り添うきめ細やかな指導の充実が図れるようにすること。
 - (5) これまで両校が培ってきた教育内容や諸活動を大切に、新中学校独自のカリキュラム編成や魅力ある教育活動創出に留意すること。

II 町当局及び教育委員会が新たな中学校設立についての最終案を提示するにあたり、次の点に留意すること。

1 新たな中学校の設立場所について

- (1) 設立場所については、これまでの経過も踏まえ、児童生徒・保護者・町民の声を参考に鋭意検討していくこと。
 - (2) 設立場所として、現実的には旧増穂商業高校跡地と現増穂中学校用地が考えられるが相互の設立条件の利点や課題を良く精査して検討すること。
- ※ 旧増穂商業高校跡地に企業や事業所の誘致が可能な場合には、企業誘致を優先して検討すること。

2 新しい中学校の校舎のあり方について

- (1) 旧増穂商業高校校舎を大規模改修して当面は校舎として活用するのか、旧校舎を解体して新しい校舎を建設するのか、あるいは、現増穂中学校校舎を大規模改修して校舎にしていくのか新校舎を建設するのか、町の考え・計画を整理して明確に示すこと。
- (2) 新校舎の建築を望む声が多いが、財源や町財政の現状や将来的負担を考慮して、検討すること。
- (3) 学校施設の長寿命化計画に伴う町内小中学校の校舎等環境整備のあり方も踏まえて検討すること。

3 開校時期について

- (1) 児童生徒数の減少や新中学校開校の意義を鑑みると、できるだけ早い時期に開校していくことが望まれるが、開校条件を十分に検討し、統合・開校時期を明確に提示すること。
- (2) 旧増穂商業高校校舎を大規模改修して活用する場合。
令和6年度の開校も考えられる。新校舎建築は、財政状況や財源確保等を考慮して計画的に実施していくこと。

- (3) 新校舎建築を活用する場合。
 - ①現増穂中学校校舎を活用して令和6年度には統合・新中学校を開校する。
 - ②新校舎が完成するまで統合・開校を控える。新校舎の完成に合わせて、統合・開校する。2案が考えられるが、必要条件を精査して検討すること。
- (4) 学校統合に対する子どもたちの心理的影響も考慮して統合スケジュールをできるだけ早い時期に明確にすること。また、学校閉校・学校統合に関わる準備等に関わり、両中学校や両校教職員の過度の負担にならぬように配慮すること。

4 その他の課題について

- (1) 財源の確保に鋭意努力すること。合併推進債の活用期限は、令和6年度までに実施設計着手が条件となるが、国及び県の補助金等トータル的な財源確保に努めること。
- (2) 学校教育施設や新町民体育館の建設等公共インフラ整備、町有施設の維持管理費も含めた将来的財政の長期的運営計画や見通しについても提示すること。
- (3) 本特別委員会の調査研究・検討の過程において、小学校の統合・増穂商業跡地の活用・新町民体育館の建設についても討議されたが、そういう点についても将来的計画見通しについて提示すること。
- (4) 統合後の鰯沢中学校及び鰯沢小学校の校舎・屋内運動場・運動場の整備については、借地の見直しも含めて検討し提示すること。

III 学校教育環境整備の充実について

- 1 適正人数学級として全学年4クラス教室が確保できる校舎建築にしていくこと。
- 2 個に応じた指導の充実を図るために特別支援教室・心の相談室等の整備をすること。
- 3 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策も踏まえ、空調や換気性の高い教室の整備をしていくこと。
- 4 情報化やグローバル化など新しい教育内容に対応できる教室環境整備をすること。
- 5 統合に伴う複数の教職員加配を県教育委員会に要望すること。
- 6 適正学級編制の実現に向け、町単独教員や講師の適切な配置をすること。
- 7 特別教育支援員やカウンセラー、学校支援員の適切な配置をすること。
- 8 通学路・通学方法の検討と、必要に応じた通学安全対策を講じること。
- 9 生徒や保護者の声を反映させた、制服や校則の制定を進めること。
- 10 夢と希望を育む校歌の制定をすすめること。
- 11 統合前に両校生徒間の交流をさらにすすめること。教職員や保護者の交流する機会も設定していくこと。
- 12 両校のカリキュラムや教育活動の「検討・すり合わせ」十分に行い、新設校としての新たな教育課程編成に努めるよう配慮すること。

以上の点について、検討整理し児童生徒、保護者・町民及び議会に示すことを望む。